

「中津川市スポーツ指導者登録バンク」運営要項

1. 目的

中津川市スポーツ指導者登録バンク（以下、スポーツ指導者バンク）は、スポーツの推進を図るため、スポーツ理論に関する指導者、各種スポーツ・レクリエーションの指導者、健康・安全に関する指導者や各種審判員を登録し、依頼に応じて適切な指導者・審判員等を紹介することを目的としています。

本要項は、スポーツ指導者バンクの円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2. 登録資格

- ① (公財)日本体育協会公認スポーツ指導者（競技別指導者、コーチ、スポーツドクター、スポーツ栄養士、スポーツプログラマー、ジュニアスポーツ指導員、クラブマネージャー、スポーツ少年団認定員等）
- ② (公財)日本レクリエーション協会公認指導者（レクリエーションインストラクター、レクリエーションコーディネーター等）
- ③ (公財)日本障がい者スポーツ協会公認指導者（障がい者スポーツ指導者、障がい者スポーツコーチ、障がい者スポーツトレーナー等）
- ④ 上記以外のスポーツ・レクリエーション関係の協会・連盟等が認める指導者及び審判員
- ⑤ その他、登録を希望する者のうち中津川市が認めた者

3. 登録手順

- ① 各種指導者・審判員資格を持ち、スポーツ指導者バンクに登録を希望する者は、所定の登録申請書に必要事項を記入の上、生涯学習スポーツ課へ提出する。
- ② 生涯学習スポーツ課は、提出された登録申請書の内容を精査し、スポーツ指導者バンクへ登録する。

4. 登録者の任務

- ① 登録者は、スポーツ指導者バンクを通じて、指導等を希望するスポーツ団体・地域・学校等の依頼に応じて、指導等を行うものとする。
- ② 登録者は、依頼者と十分な打ち合わせを行い、指導等の効果が最大限になるように努めるとともに、怪我等の事故防止に努めること。
- ③ 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、生涯学習スポーツ課へ変更内容を報告すること。

5. 登録者への依頼条件

- ① 参加者の人数、施設、設備等が適切であること。
- ② 依頼者は参加者の事故等に責任を持って対応できること。(スポーツ傷害保険等に加入していること)

6. 利用の手順

- ① 依頼者は2週間前までに生涯学習スポーツ課へ登録者の派遣の依頼をする。
- ② 生涯学習スポーツ課は、依頼内容を満たす登録者に指導を要請する。
- ③ 登録者は指導の可否を生涯学習スポーツ課へ伝える。
- ④ 生涯学習スポーツ課は、依頼者に指導の可否を伝えるとともに、必要に応じて登録者の連絡先を伝える。
- ⑤ 依頼者は登録者と指導内容等について、打ち合わせを行う。原則依頼者と登録者で打ち合わせを行うこととするが、必要に応じて生涯学習スポーツ課及び関係団体も打ち合わせに参加することができる。

7. その他

- ① 指導等にかかる費用及び交通費は依頼者及び登録者が協議の上決定し、依頼者の負担とする。

附 則

この要項は、平成28年11月22日から施行する。